

○新潟市社会教育委員に関する条例

昭和28年3月28日

条例第24号

改正 平成26年3月20日条例第21号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第18条の規定に基づき、新潟市社会教育委員(以下「委員」という。)の定数、委嘱の基準、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平26条例21・一部改正)

(委員の定数)

第2条 委員の定数は、11人とする。

(平26条例21・一部改正)

(委員の委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、新潟市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者
- (5) 市内に住所を有する者

(平26条例21・追加)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平26条例21・旧第3条繰下・一部改正)

(委員の解嘱)

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であつても解嘱することができる。

(平26条例21・旧第4条繰下・一部改正)

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか，委員の会議の運営に関し必要な事項は，教育委員会
が規則で定める。

(平26条例21・旧第5条繰下・一部改正)

附 則

この条例は，昭和28年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第21号)

この条例は，平成26年4月1日から施行する。